



港区区有施設保全計画

Minato City City-Owned Facilities Maintenance Plan

【令和5（2023）年度改定版】

令和6（2024）年3月

港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいにあふれたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

第1章 総論

1	公共施設に関する社会動向	2
	(1) 全国の動向	2
	(2) 港区の動向	3
2	目的・位置付け	4
	(1) 目的	4
	(2) 位置付け	4
3	対象範囲	6
4	計画期間	6

第2章 区有施設の現状・課題

1	対象施設の保有量	8
	(1) 竣工年度別の延床面積	8
	(2) 用途別の保有量	8
2	老朽化状況	9
	(1) 躯体の老朽化状況	10
	(2) 躯体以外の劣化状況	13
3	維持管理状況及び将来経費の見込み	15
	(1) 維持管理状況	15
	(2) 将来経費の見込み	17
4	予防保全型管理の導入に関する課題	19

第3章 予防保全型管理の導入に関する方針・取組

1	区がめざすべき予防保全型管理	21
	(1) 課題解決に向けた予防保全型管理の目標像	21
	(2) 予防保全型管理導入の流れ	21
2	予防保全型管理に関する改修モデルの設定	22
	(1) 予防保全型管理の改修周期	22
	(2) 改修による機能・性能の向上	23
	(3) 改修モデルの導入	24
3	施設の長寿命化	25
	(1) 長寿命化する施設	25
	(2) 長寿命化の具体的方策	26
4	予防保全型管理に関する行動計画	27
	(1) 予防保全型管理導入後の将来経費	27
	(2) 予防保全型管理に関する行動計画	28
	(3) 点検・診断結果等に基づく工事	28

港区区有施設保全計画の見直しについて

港区では、平成 29（2017）年 3 月に策定した「港区公共施設マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」といいます。）の目標達成に向けた実行計画（以下「個別実行計画」といいます。）として、区が管理する区有施設について「予防保全型管理」を導入し、「安全性の確保」、「機能・性能の確保」、「長寿命化」及び「財政負担の軽減・平準化」を実現するため、平成 30（2018）年 7 月に「港区区有施設保全計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しています。

その後、区は、令和 4（2022）年 9 月に区有施設整備における省エネルギー性能等の基準の見直しを行い、今後整備する区有施設の環境性能の更なる向上のため、既存施設の大規模改修工事を実施するに当たり、施設ごとに実現可能な一次エネルギー消費量削減率の目標値を定め、可能な限り省エネルギー性能の高い施設整備をめざすことを決定しました。

また、平成 31（2019）年 4 月 1 日に施行された改正労働基準法により、建設業においては令和 6（2024）年 4 月から時間外労働の上限規制が適用されることになり、区が発注する建築工事等においても週休 2 日に対応する必要があることを踏まえ、将来経費と行動計画を見直します。

見直しの主な内容

- ・ 省エネルギー性能の高い施設整備の記載（本編 第 3 章《23 ページ》）
省エネルギー性能の高い施設整備の記載を新たに追加しました。
- ・ 予防保全型管理導入後の将来経費の見直し（本編 第 3 章《27 ページ》）
将来経費を見直した結果、令和元年度から本計画が見据える令和 60（2078）年度までの 60 年間に必要な経費は、年間平均約 230 億円となり、本計画策定時と比較し、年間平均が約 16 億円（約 8%）増加しました。
- ・ 行動計画の見直し（本編 第 3 章《28～32 ページ》）
省エネルギー性能の高い施設整備や、週休 2 日に対応することができる工期を設定し、令和 20（2038）年度までの行動計画を示します。

第1章 総論

1 公共施設に関する社会動向

(1) 全国の動向

平成24(2012)年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を踏まえ、総務省は、平成26(2014)年4月に公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」を策定するように全国の地方公共団体に要請をしました。

総務省は、これに伴い、平成30(2018)年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂し、個別施設ごとの長寿命化計画¹(個別施設計画)の策定とそれに基づく適切な維持管理の実施を改めて全国の地方公共団体に要請しました。

全国の地方公共団体が公共施設等総合管理計画の策定に取り組んだ結果、総務省が公表した令和5(2023)年3月31日現在の調査結果によると、全国の地方公共団体のうち99.9%が公共施設等総合管理計画を策定済と回答しています。

図表 全国の公共施設等総合管理計画策定状況 (令和5年(2023)年3月31日現在)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%
策定済	47	100.0%	20	100.0%	1,720	99.9%	1,787	99.9%
未策定	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
策定予定 (R5年4月以降)	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%

出典：総務省ホームページ

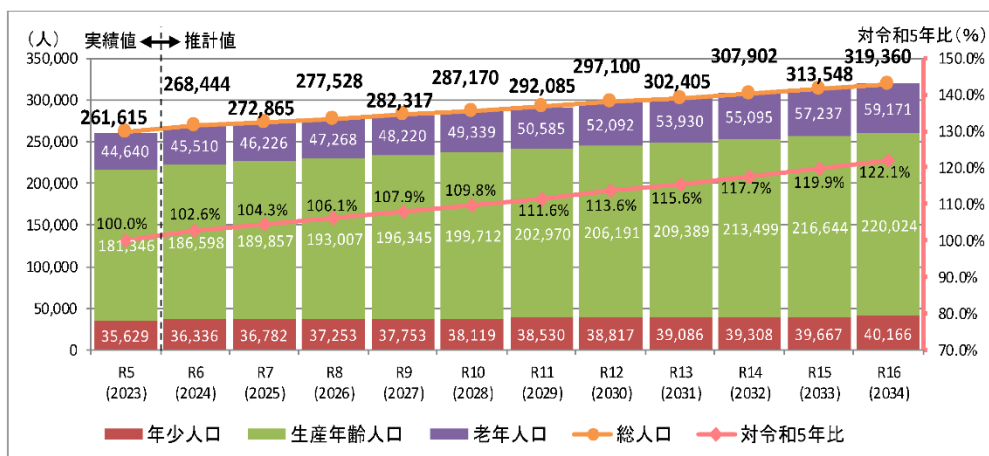
¹ 施設ごとに、新設から撤去までの維持管理等に関する取組を示し、撤去までの期間を延長するなどして、将来に渡って安全に公共サービスを提供し続けることを目的とした計画。

(2) 港区の動向

全国的に人口減少傾向にある中、港区の人口は平成8年以降、増加傾向が続
き、「港区人口推計(令和5年3月)」では、区の将来人口は今後も増加を続け、
令和16(2034)年1月1日現在においては319,360人になると推計していま
す。

公共施設についても、人口増加や区民要望の多様化による行政需要の増大に
対応するため、増加傾向にあります。

図表 港区の将来人口推計



出典：港区人口推計(令和5年3月)

区は、平成29(2017)年3月に、公共施設の整備・活用の考え方、維持管理
の進め方など、これからの公共施設の在り方に関する基本的な考え方を示した
マネジメント計画を策定し、全庁横断的に公共施設に関する取組を推進してい
ます。

図表 マネジメント計画の基本方針

- 【基本方針1】 公共施設の安全・安心を強化するため、計画的な整備・改修を推進する
- 【基本方針2】 充実した行政サービスを継続するため、柔軟性を持った施設整備を行う
- 【基本方針3】 公共施設に係る財政負担を軽減・平準化し、磐石な財政基盤の堅持に貢献する
- 【基本方針4】 公共施設の総合的管理に向けた体制を整備し、戦略的マネジメントを実践する

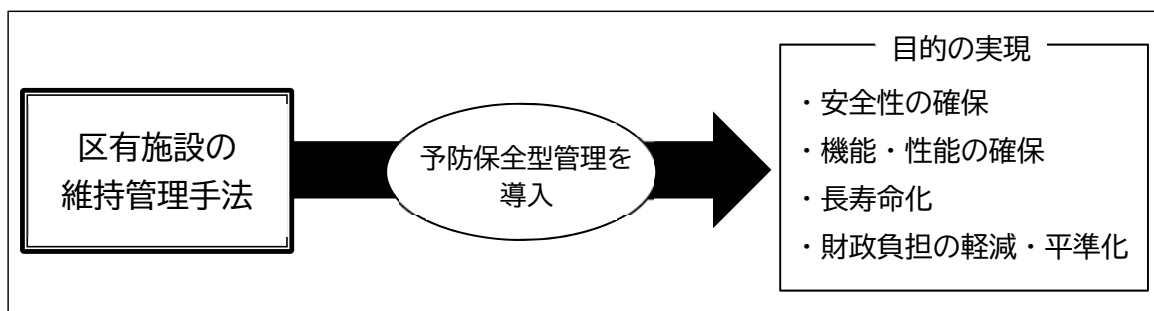
出典：「港区公共施設マネジメント計画」より作成

2 目的・位置付け

(1) 目的

本計画は、過去の工事内容や劣化状況等から将来の工事時期をあらかじめ定めて計画的な修繕を行う「予防保全型管理」を導入することで、区有施設の「安全性の確保」、「機能・性能の確保」、「長寿命化」及び「財政負担の軽減・平準化」を実現することを目的とします。実現に向けては、計画の実施体制を整備し、将来を見越した適切な維持管理を着実に実施します。

図表 目的

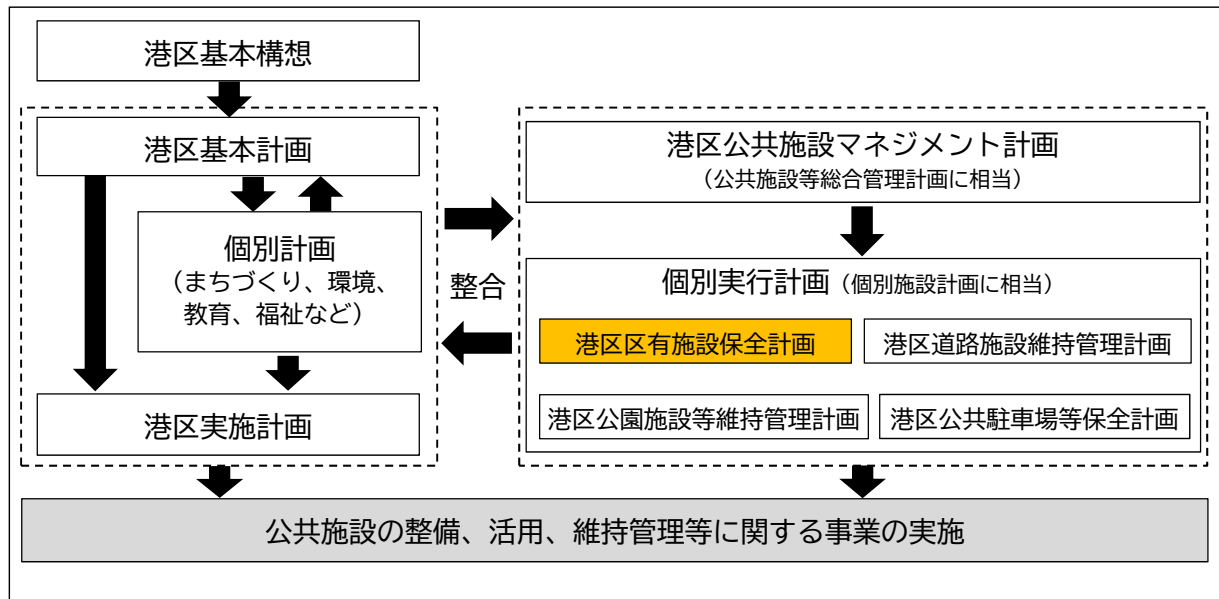


(2) 位置付け

本計画は、個別実行計画のうち、区有施設に関する分野を対象とするものであり、総務省及び文部科学省が策定を要請している個別施設計画に相当するものです。なお、国土交通省が策定を要請している「公営住宅等長寿命化計画」については、本計画を補完する計画として、「港区公営住宅等長寿命化方針」を策定します。

策定に際しては、「港区基本計画」や各分野の「個別計画」と整合を図るほか、本計画策定後も相互に整合を図ることで、本計画の目的を確実に達成していきます。

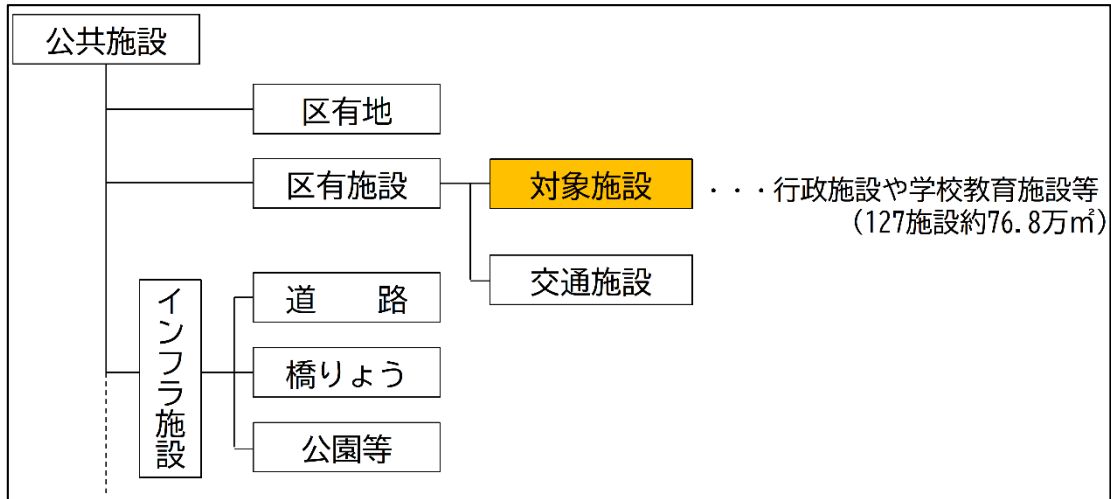
図表 位置付け



3 対象範囲

本計画の対象は、令和5（2023）年3月31日時点で区が建物としての財産を所有しているまたは一部を所有し維持管理する区有施設及び同時点において整備が決定している区有施設であり、対象の規模は、127施設約76.8万㎡²です。

図表 公共施設の構成と本計画の対象範囲



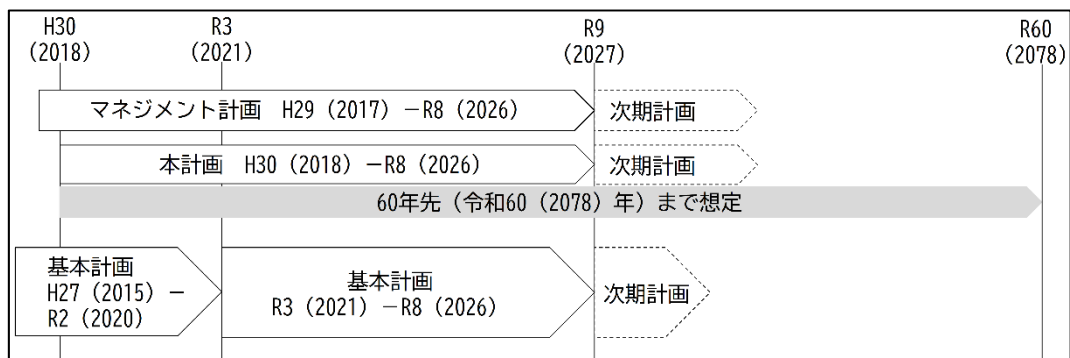
4 計画期間

公共施設は、一般的に整備から解体までの期間が長いほか、一回の工事にかかる費用が大きいため、中期または長期的な視点をもって今後実施すべき取組を示す必要があります。そのため、区有施設全体の工事内容や費用は、60年先まで想定します。

計画期間については、今後60年間を見通しつつも、マネジメント計画に合わせて、令和8（2026）年度までとします。

本計画の見直しは、マネジメント計画の見直しと併せて実施します。

図表 計画期間



² 行政サービスを提供するために賃貸借している区有施設や100㎡未満の小規模な区有施設、既に建替え計画のある既存の区有施設は、本計画の対象外です。

第2章

区有施設の現状・課題

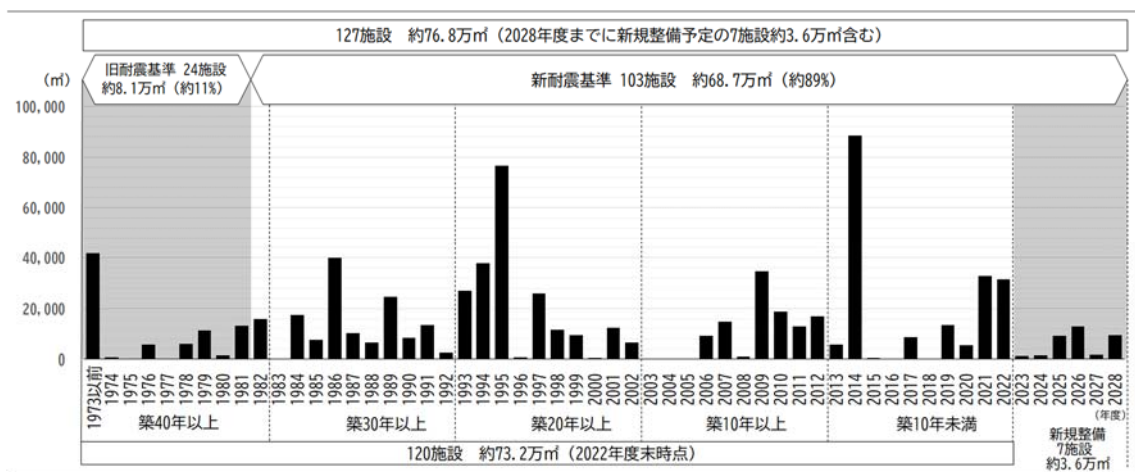
1 対象施設の保有量

(1) 竣工年度別の延床面積

対象施設の竣工年度別延床面積は、以下のとおりです。

建築基準法の旧耐震基準に基づき設計された区有施設の総延床面積は約8.1万㎡で、全体の約11%を占めますが、「港区耐震改修促進計画（平成26（2014）年4月改定）」により耐震改修等を推進し、全ての施設が新耐震基準を満たしています。整備を予定している区有施設については、現在の計画延床面積の合計が約3.6万㎡です。

図表 対象施設の竣工年度別延床面積



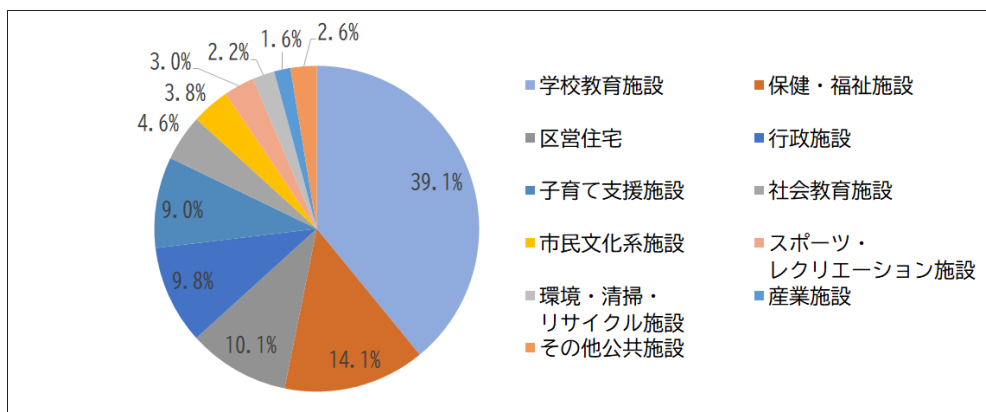
(2) 用途別の保有量

用途別の延床面積割合は、以下のとおりです。

学校教育施設（小、中学校や幼稚園等）が最も多く、全体の約39.1%を占めます。次いで、保健・福祉施設が約14.1%となっています。

今後、保健・福祉施設や子育て支援施設等については、人口増加に併せて増加していくことが見込まれます。

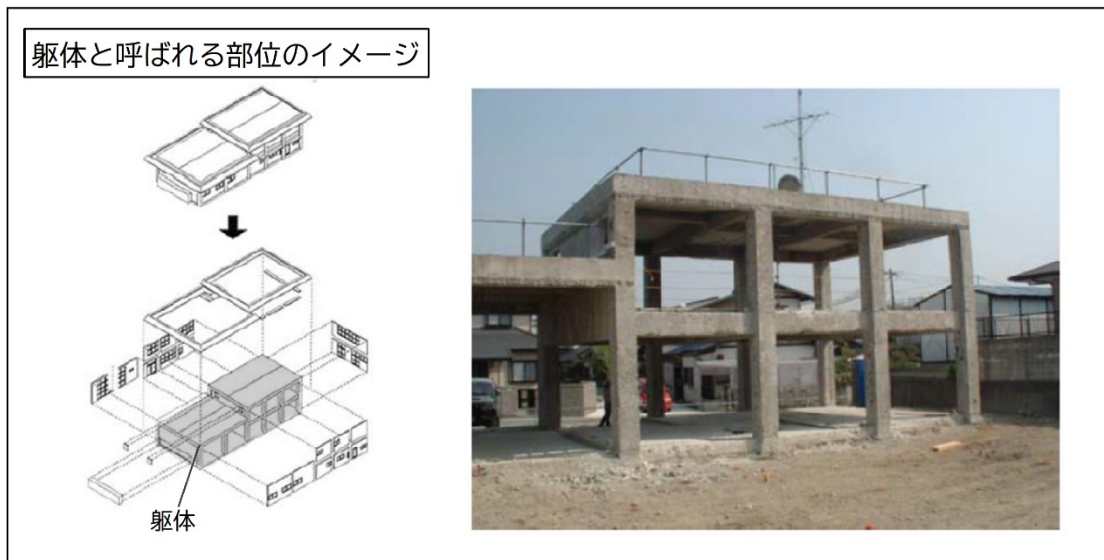
図表 対象施設の用途別延床面積



2 老朽化状況

建物の老朽化状況については、調査方法や評価の考え方等の違いから、躯体と呼ばれる部位とそれ以外に分けて状況を確認します。

図表 躯体と躯体以外の部位イメージ



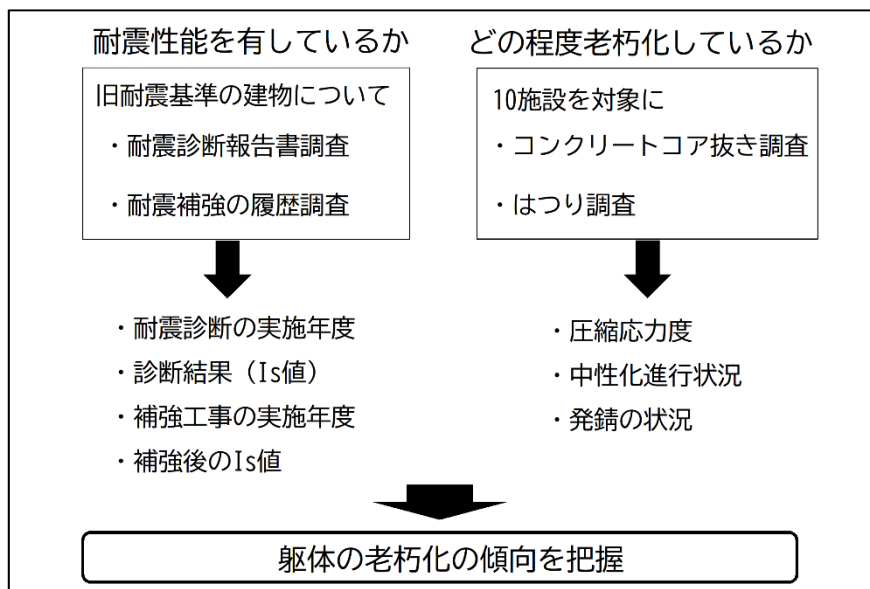
出典：「学校施設の長寿命化改修の手引」（文部科学省）より作成



(1) 躯体の老朽化状況

躯体の老朽化状況は、「躯体が必要な耐震性能を有しているか」及び「老朽化がどの程度進行しているのか」の二つの視点に立って判断する必要があるため、下図表のとおり状況を確認します。

図表 躯体の老朽化状況の確認方法



○過去の耐震診断結果からみる躯体の耐震性能

躯体の耐震性能について注視すべき点は、建築基準法の耐震基準が改定される前に整備された建物の耐震性能が、現在の耐震基準を満たしているかということです。

区では、建築基準法の耐震基準が改定されて以降、旧耐震基準に基づき設計した区有施設に対して、耐震診断及び耐震補強等を実施してきました。

当時の耐震診断結果によると、区有施設の耐震性能を表す指標である Is 値は、「図表 旧耐震基準に基づき設計した区有施設の Is 値」のとおりであり、現在利用されている施設については、いずれも基準値を上回っています。

図表 Is 値の目安と基準値

Is値が0.6以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
Is値が0.3以上0.6未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
Is値が0.3未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

出典：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」

図表 旧耐震基準に基づき設計した区有施設のIs値

棟名称	耐震診断 年度	耐震 診断	診断時 IS値	耐震補強 状況	補強工事 年度	補強後 IS値	備考
高輪台小学校	平成8 (1996)年度	済	0.46	済	平成16 (2004)年度	0.94	
港郷土歴史館等複合施設(ゆかしの杜)	平成27 (2015)年度	済	0.24	済	平成29 (2017)年度	0.75	
御田小学校	平成8 (1996)年度	済	0.41	済	平成13 (2001)年度	0.87	
旧青山児童館	平成18 (2006)年度	済	0.58	済	平成18 (2006)年度	0.77	
南麻布保育園	-	済	-	済	平成23 (2011)年度	-	東京都診断、補強済み
三光幼稚園	平成17 (2005)年度	済	0.65	済	平成19 (2007)年度	0.81	
芝保育園	-	済	-	済	平成24 (2012)年度	-	東京都診断、補強済み
赤坂いきいきプラザ	平成16 (2004)年度	済	0.54	済	平成17 (2005)年度	0.87	
東町小学校(校舎)	平成7 (1995)年度	済	0.30、 0.98、0.48	済	平成11・15 (1999・2003) 年度	1.35、 0.98、0.98	
東町小学校(体育館)	平成7 (1995)年度	済	0.94	不要	-	-	
高輪幼稚園	平成11 (1999)年度	済	0.84	不要	-	-	
区営住宅 シティハイツ白金	平成8 (1996)年度	済	0.68	不要	-	-	
青南幼稚園	平成11 (1999)年度	済	0.51	済	平成17 (2005)年度	0.76	
南麻布三丁目保育室	-	-	-	済	平成7 (1995)年度	0.75	
筈小学校	平成16 (2004)年度	済	0.61	済	平成18 (2006)年度	0.81	
港南四丁目高齢者福祉施設(すこやかの家みたて)	-	済	-	済	平成21 (2009)年度	-	東京都診断、補強済み
南山小学校(校舎)	平成7 (1995)年度	済	0.33	済	平成12 (2000)年度	0.95	
南山幼稚園	平成16 (2004)年度	済	0.76	不要	-	-	
みなと図書館	平成15 (2003)年度	済	1.19	不要	-	-	
赤坂保育園	-	済	-	不要	-	-	東京都診断、基準以上
白金小学校	平成8 (1996)年度	済	0.45	済	平成15・16 (2003・2004) 年度	0.76	
区営住宅 シティハイツツツ木	平成15 (2003)年度	済	0.62	不要	-	-	
豊岡児童館	平成7 (1996)年度	済	0.79	不要	-	-	
みなと子育てサポートハウス(あい・ぽーと)	平成14 (2002)年度	済	0.86	不要	-	-	
青南小学校	平成13 (2001)年度	済	0.57	済	平成16・17 (2004・2005) 年度	0.87	
旧三田図書館	平成13 (2001)年度	済	0.86	不要	-	-	

○現地調査に基づく躯体の老朽化状況評価

現地調査は、区有施設に穴をあける作業を伴うため、対象施設として用途や築年数の観点から10棟を選定し、全体の傾向を把握することとしました。

躯体の老朽化状況については、主にコンクリートの圧縮応力度及び中性化の進行状況により判断します。

圧縮応力度は、文部科学省が全国自治体の長寿命化計画策定を推進する目的で公表した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を参考に、圧縮応力度が 13.5N/mm^2 を超えていることを確認します。

中性化の進行状況は、中性化が内部の鉄筋まで達しているか確認し、達している場合、鉄筋の状態が良好であるか確認します。

平成29（2017）年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

調査の結果、圧縮応力度が 13.5N/mm^2 以下の区有施設はありませんでした。中性化については、1棟の区有施設において鉄筋までの中性化が確認されましたが、発錆の状況は低く、10棟とも健全な状態であることが確認できました。

図表 躯体の老朽化状況調査結果（平成29（2017）年度実施）

棟名称	構造	築年数	耐震基準	圧縮応力度(N/mm ²)	中性化が鉄筋に達している箇所の有無	中性化が鉄筋に達している箇所の鉄筋腐食度
神応小学校(校舎)	RC	49	旧	19.1	無	
東町小学校(校舎)	RC	44	旧	18.4	有	部分的な点錆
みなと図書館	SRC	38	旧	30.7	無	
青山いきいきプラザ	SRC(RC)	35	新	29.5	無	
青山中学校(校舎)	RC(SRC)	33	新	31.9	無	
麻布小学校(校舎)	RC	32	新	28.0	無	
港南中学校(校舎)	RC(SRC)	30	新	28.0	無	
教育センター(旧三光小学校)	RC	28	新	27.3	無	
白金台児童館	SRC	27	新	26.6	無	
みなとりサイクル清掃事務所	SRC	23	新	32.1	無	

躯体の状況

耐震性能及び老朽化状況を調査したところ、どちらも良好な状態であり、早急に耐震改修や改築等の対応が必要な区有施設はありませんでした。

しかし、年数を重ねるにつれて状態の悪化が予測されることから、長期的な視点に立ち、老朽化状況調査の時期や改修の時期を定めることが重要です。

(2) 躯体以外の劣化状況

躯体以外の劣化状況は、屋根や空調設備等の多岐にわたる部位を確認し、一定の評価をする必要があります。このことから、区有施設の全体的な傾向を把握するための現地調査と、統一的な基準で評価するためのデータ調査を併せて実施し、状況を確認します。

○現地調査に基づく躯体以外の劣化状況評価

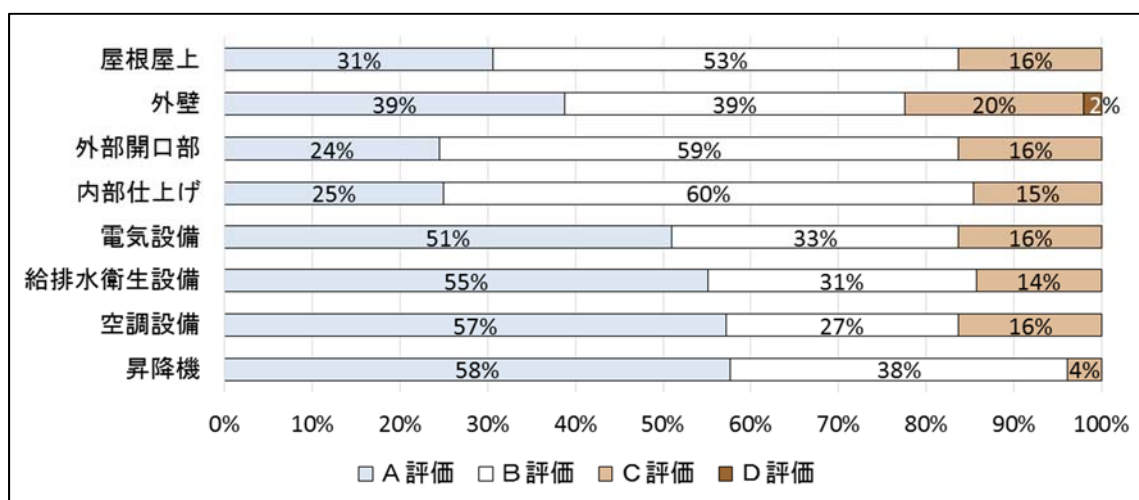
現地調査は、文部科学省公表の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を参考に評価します。対象施設は、傾向分析と劣化の進行状況確認を行いやすくするために条件を設定し、該当した45棟です。評価基準及び調査結果の概要は、以下のとおりです。

各部位とも、A及びB評価が多く、C評価以下のものは、一番割合の大きい外壁で22%でした。いずれも改修により改善が可能であるため、全体を見通して適切な時期に改修する必要があります。

図表 現地調査の評価基準

評価		基準
良好 劣化	A	概ね良好
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
	D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

図表 調査結果の概要



○データ分析からみる躯体以外の劣化状況

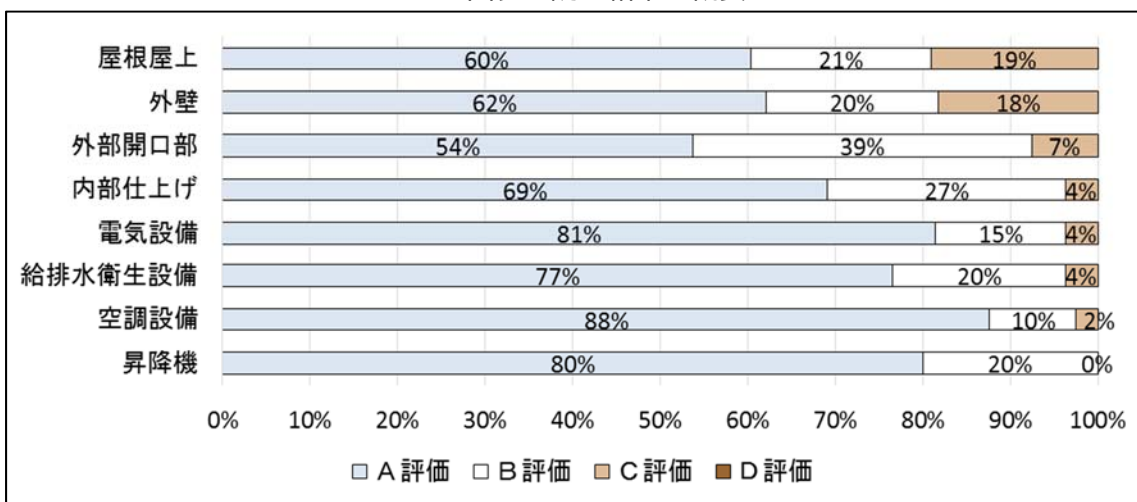
データは、「工事实績」及び「法定点検結果」を参照します。工事实績については、区有施設の各部位に対する直近の改修工事からの経過年数を確認し、劣化状況を推定します。法定点検結果については、平成27（2015）年度に実施した点検結果を確認し、劣化に関する指摘がないか確認します。そのうえで、各評価を比較し、低い方の評価を最終評価とします。評価基準及び調査結果の概要は、以下のとおりです。

各部位とも、A及びB評価が多く、C評価以下のものは、一番割合の大きい屋根屋上で19%でした。

図表 データ分析の評価基準

評価	屋上・外壁・空調設備	外部開口部・内部仕上げ・電気設備・給排水衛生設備	昇降機
良好 A	10年未満	20年未満	10年未満
B	10～20年	20～40年	10～25年
C	20年以上	40年以上	25年以上
劣化 D	経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある場合		

図表 調査結果の概要



躯体以外の状況

現地調査の傾向及びデータ分析の結果を見ると、どの部位においても良好な状態を保っていると言えます。

しかし、改修が必要なものが一方で見受けられることから、早期に対応すべきものを整理するとともに、合理的な改修サイクルを確立し、効率的に維持管理していくことが課題として挙げられます。

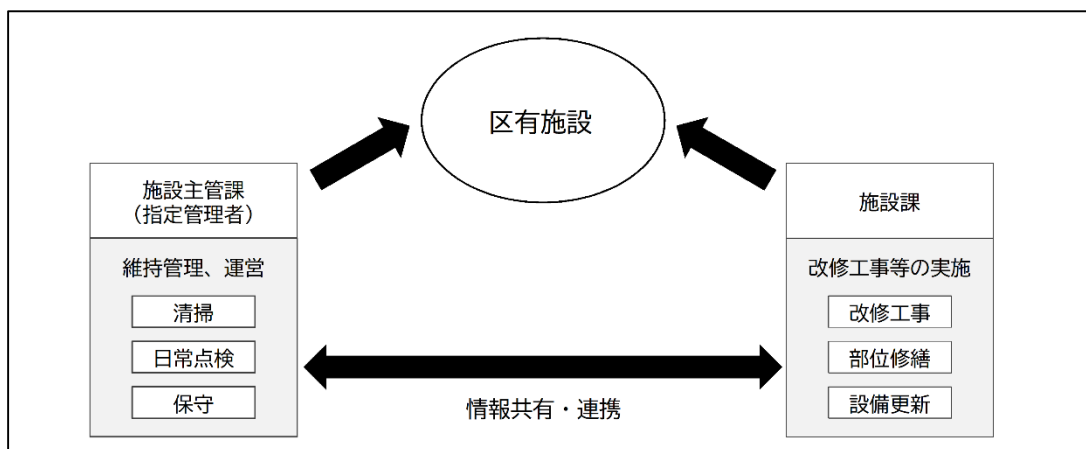
3 維持管理状況及び将来経費の見込み

(1) 維持管理状況

○維持管理の体制

区では、区有施設の維持管理を下図表のような体制で実施しています。清掃や日常点検、保守等の維持管理、運営は、施設主管課または指定管理者が実施し、区有施設の不具合等を改善するための工事等については、それらを専門的に行う施設課が実施しています。

図表 区有施設の維持管理体制



近年、施設の新規整備やそれに伴う区有施設の増加によって、施設主管課及び施設課で実施する工事量が増加する傾向にあります。工事1件当たりに費やせる時間が減少してきており、今後、施設の老朽化によりこの傾向が大きくなることが予測されます。

図表 施設主管課及び施設課の工事量と課題

				<table border="1"> <tr><td>工事10</td></tr> <tr><td>工事9</td></tr> <tr><td>工事8</td></tr> <tr><td>工事7</td></tr> <tr><td>工事6</td></tr> <tr><td>工事5</td></tr> <tr><td>工事4</td></tr> <tr><td>工事3</td></tr> <tr><td>工事2</td></tr> <tr><td>工事1</td></tr> </table>		工事10	工事9	工事8	工事7	工事6	工事5	工事4	工事3	工事2	工事1
工事10															
工事9															
工事8															
工事7															
工事6															
工事5															
工事4															
工事3															
工事2															
工事1															
人員数が一定の場合															
↑ 作業可能時間 ↓	工事5	工事量増加 → 工事1件当たりの時間が減少 (=工事の質が低下)	工事8	工事量増加 → 着手できない工事が発生する	工事8										
	工事4		工事7		工事7										
	工事3		工事6		工事6										
	工事2		工事5		工事5										
	工事1		工事4		工事4										
従来までの仕事量			工事量が増加した場合の状況												

○維持管理の方法

区は、区有施設の維持管理において、事後保全型管理の方法を採用しながらも、点検・診断を定期的かつ継続的に実施し、不具合を早期に発見及び対応することで施設の安全性確保に努めてきました。

また、環境配慮やバリアフリー等の機能向上に関する対応についても着実に推進し、区有施設を適切に維持管理しています。

更に、一部の区有施設については、各部位の改修予定時期を示した「長期修繕計画」を策定し、先進的に予防保全型管理を実践しています。

図表 区有施設の点検・診断

点検・診断の名称	対象	実施周期・回数
建築物定期点検調査 (建築基準法第12条に基づく点検)	100㎡超の 区有施設	建築設備(昇降機含む):1年に1回 建築物:3年または1年に1回
区有施設安全総点検 (港区有施設の安全管理に関する要綱) (港区立学校その他の教育機関の 施設等の安全管理に関する要綱)	全ての 区有施設	1年に1回

維持管理状況

1 施設の維持管理という視点においては、体制及び方法が確立されており、適切に維持管理できる環境が整っています。

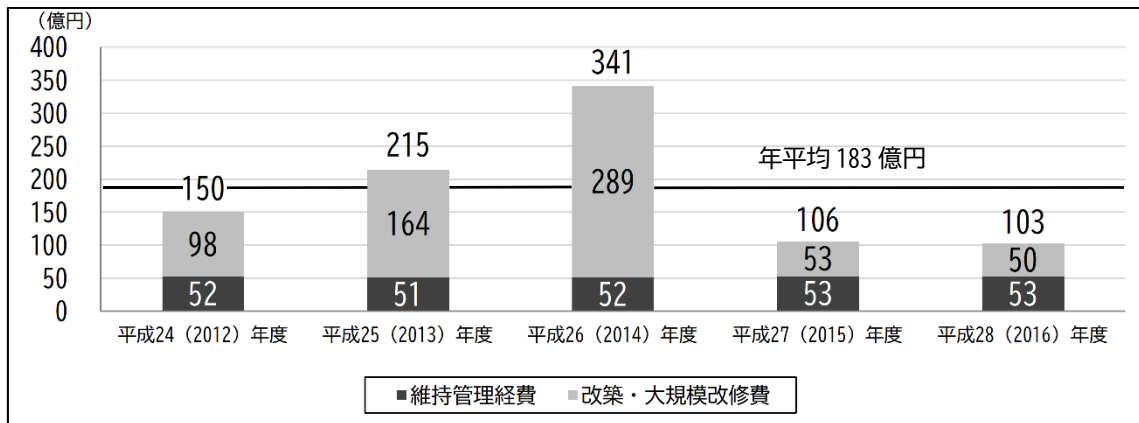
一方で、部署ごとに施設を維持管理する体制上、施設間の維持管理水準に差が生じることが懸念されます。また、施設の増加や老朽化に伴う工事件数の増加傾向についても考慮すると、今後は、区有施設全体を包括的に維持管理するための広域的な視点が必要です。

(2) 将来経費の見込み

○区有施設に係る経費（過去の実績）

平成 24 (2012) 年度から平成 28 (2016) 年度までの区有施設に係る経費は、維持管理経費、改築・大規模改修費の合計（土地購入費は除く）で、5年間の平均額が約 183 億円となっています。特に歳出が大きい平成 26 (2014) 年度については、みなとパーク芝浦や白金の丘学園、シティハイツ芝浦、麻布子ども中高生プラザなどが完成したことが要因として挙げられます。

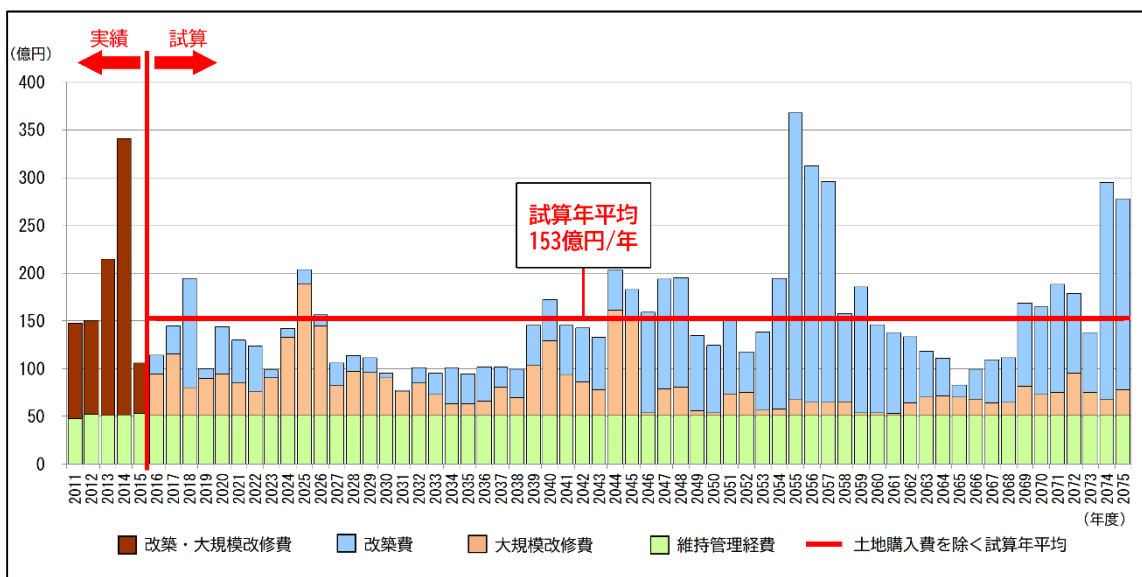
図表 過去5年間の区有施設に係る歳出の推移



○区有施設に係る将来経費

区は、平成 29 (2017) 年 3 月に策定したマネジメント計画において、区有施設に係る将来経費 (60 年間) の試算結果を公表しました。試算条件は、全国の自治体との比較ができるように、試算方法や建替え、改修周期等の基本的な条件を総務省が推奨した試算ソフトに合わせています。

図表 マネジメント計画における区有施設の将来経費

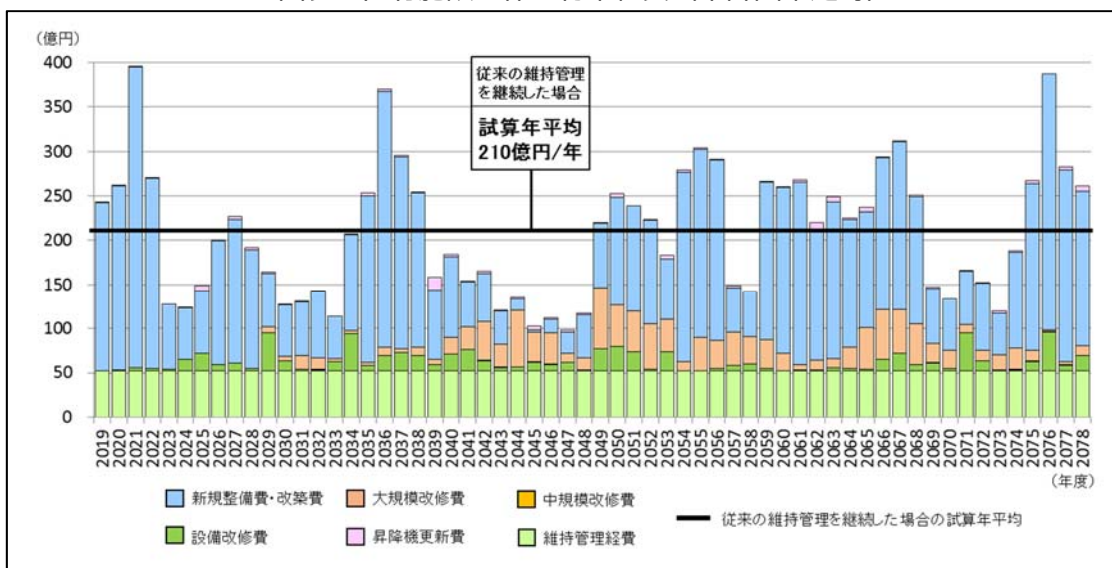


出典：「港区公共施設マネジメント計画」より作成

これに対して、従来の区の維持管理水準を鑑みて再度試算したものが、下図の「区有施設に係る将来経費」です。マネジメント計画の試算結果と比較すると、試算年平均が約 57 億円増加していることが分かります。区有施設の近年の改築周期が約 40 年と全国の試算条件（改築周期 60 年）より短くなっていることや、建物の部位別に工事周期等を分けて費用を計上していることが、大きな要因として挙げられます。

費用の割合としては、改築に係る経費の年平均が約 125 億円となっており、試算年平均の約 59.5%を占めています。

図表 区有施設に係る将来経費（本計画策定時）



図表 マネジメント計画の試算結果との比較

	マネジメント計画時の試算	本計画策定時の試算
試算対象	74.2万㎡	77.0万㎡
使用年数	築60年で改築	築40年で改築
サイクル	築後30年で大規模改修を実施	実態より、部位別・用途別の改修サイクルを設定 (建築・電気・設備の部位ごとに15年、20年、30年のサイクルを設定)
単価設定	総務省が配布した試算ソフトに準じる	実績より、部位別・用途別の改修単価を設定
消費税率	8%	10%

将来経費の見込み

マネジメント計画で公表した試算結果に対して、従来の維持管理水準を維持しようとする必要があり、年間約 57 億円多く支出する必要があります。

特に改築に係る経費の割合が高いため、長寿命化等により改築件数を減少させることが将来経費の軽減に効果的であると言えます。

4 予防保全型管理の導入に関する課題

ここまでの現状分析から明らかになった課題を、計画の目的である「安全性の確保」、「機能・性能の確保」、「長寿命化」及び「財政負担の軽減・平準化」の視点から整理します。

○安全性の確保

区有施設の状態は全体を通して良好であると言えますが、今後の老朽化に備え、長期的な視点で劣化状況調査の時期や改修の時期を定めることが重要です。一部の劣化が見られる部位等については、計画的かつ効率的に修繕等をしていく必要があります。

○機能・性能の確保

部署ごとに施設を維持管理する体制上、施設間の維持管理水準に差が生じることが懸念されます。すべての施設において一定以上の機能・性能が確保されるように、今後は広域的な視点に立ち工事時期を定める必要があります。

また、現在は環境配慮やバリアフリー等の機能向上に関する対応を着実に実施していますが、工事量の増加により、今後は対応の遅延が懸念されます。

維持管理に関する工事の時期に合わせるなど、工事の効率化を図ることが必要です。

○長寿命化

全体を通して躯体の状態が良好であることから、旧耐震基準に基づき設計された区有施設についても長寿命化が可能です。安全性の確保の観点から、長寿命化の可否については、事前に劣化状況を調査し判断する必要があります。財政負担の軽減・平準化の観点からも、既存施設のポテンシャルを積極的に活用していくことが求められます。

○財政負担の軽減・平準化

マネジメント計画で公表した試算結果に対して、従来の維持管理水準を維持しようとするると年間約57億円多く支出する必要があります。

将来の財政状況等を考慮すると、区有施設の長寿命化や工事の効率化を積極的に推進するとともに、将来経費の軽減・平準化を図るための最も効率的な手法を明らかにしたうえで、各施設の工事時期等の指標を行動計画として示すことが重要です。

第3章

予防保全型管理の導入に

関する方針・取組

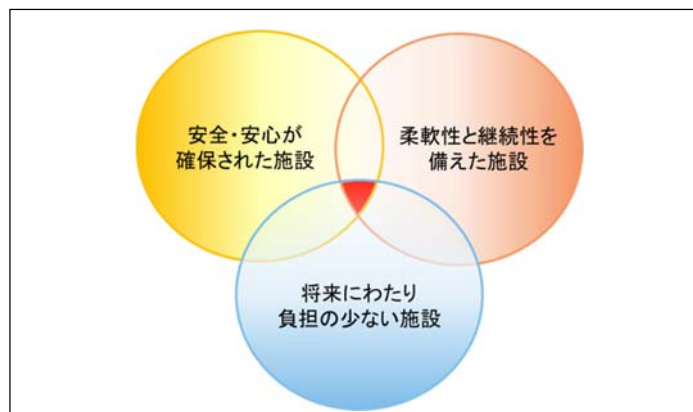
1 区がめざすべき予防保全型管理

(1) 課題解決に向けた予防保全型管理の目標像

公共施設は、行政サービスを提供する場として、「安全・安心が確保された施設」、「柔軟性と継続性を備えた施設」及び「将来にわたり負担の少ない施設」を兼ね備える必要があります。そのため、区の予防保全型管理は、「事前に改修周期を決めて修繕等を行う管理方法」を更に前進させ、第2章で示した課題も併せて解決するものでなければなりません。

以上を踏まえて、区がめざすべき予防保全型管理の目標像を以下のとおり設定します。

図 公共施設のめざすべき姿



出典：「港区公共施設マネジメント計画」

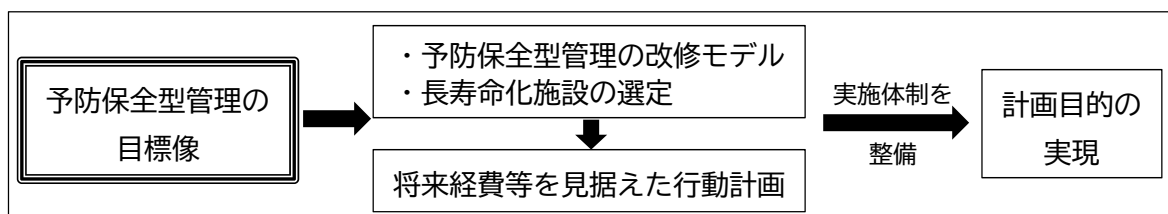
区がめざすべき予防保全型管理の目標像

- ・ 長期的かつ広域的な視点に立った区有施設の維持管理の実現
- ・ 計画的な工事による「安全性の確保」及び「機能・性能の確保」の継続
- ・ 既存施設のポテンシャルを活用した長寿命化の推進
- ・ 戦略的な行動計画による財政負担の軽減・平準化の実現

(2) 予防保全型管理導入の流れ

計画の目的を達成するため、上記の目標像を念頭に、実施すべき工事の指標を示した行動計画を作成します。作成にあたっては、「予防保全型管理の改修周期モデルの設定」や「長寿命化施設の選定」等を定め、将来経費や工事量を見据えるほか、計画内容を実施する体制を整備することで、実行性を確保します。

図表 予防保全型管理導入への流れ



2 予防保全型管理に関する改修モデルの設定

(1) 予防保全型管理の改修周期

区有施設全体を一定以上の水準で継続して維持管理していくためには、予防保全型管理を実施するための改修周期が必要です。また、この改修周期は、「安全性の確保」及び「機能・性能の確保」を達成するための重要な役割を担うものであることから、各部位の標準的な耐用年数や過去の工事周期を参考にし、財政負担や工事量軽減を十分に考慮し、設定する必要があります。

以上を踏まえ、区有施設の各部位の耐用年数について整理した結果、大きく15年、20年、30年のサイクルに振り分けることが可能であることから、各部位の工事を集約し予防保全型管理の改修周期を以下のとおり設定します。

図表 区有施設の改修周期

	15年改修 (設備改修)	20年改修 (中規模改修)	25年改修 (EV改修)	30年改修 (受変電・設備改修)	40年改修 (大規模改修)	45年改修 (設備改修)	50年改修 (EV改修)	60年改修 (中規模、 受変電・設備改修)	75年改修 (設備・EV改修)
電気	直流電源装置	電灯設備 情報表示設備 映像・音響設備 舞台音響・照明設備 放送設備 構内交換設備 誘導支援設備 防犯カメラ設備 駐車場管理設備 入退出管理設備 自動火災報知設備	エレベーター 設備	直流電源装置 受変電設備 幹線 発電設備 コンセント設備 テレビ共同受信設備	電灯設備 情報表示設備 映像・音響設備 舞台音響・照明設備 放送設備 構内交換設備 誘導支援設備 防犯カメラ設備 駐車場管理設備 入退出管理設備 自動火災報知設備	直流電源装置	エレベーター 設備	直流電源装置 電灯設備 情報表示設備 映像・音響設備 舞台音響・照明設備 放送設備 構内交換設備 誘導支援設備 受変電設備 幹線 発電設備 コンセント設備 テレビ共同受信設備	直流電源装置 エレベーター設備
機械	給湯設備 空調設備 換気設備 給排水設備			給湯設備 空調設備 換気設備 給排水設備 衛生設備 ガス設備 その他	消火設備	給湯設備 空調設備 換気設備 給排水設備		給湯設備 空調設備 換気設備 給排水設備	給湯設備 空調設備 換気設備 給排水設備 衛生設備 ガス設備 その他
建築	設備改修に伴う 部分補修	防水改修 外壁改修 鉄部塗装改修 (外構含む) 外構改修 (門塀、植栽)		鉄部塗装改修 (外構含む)	防水改修 外壁改修 開口部改修 鉄部塗装改修 (外構含む) 内部改修 サイン改修 外構改修 (門塀、植栽、校庭)	設備改修に伴う 部分補修		防水改修 外壁改修 鉄部塗装改修 (外構含む) 外構改修 (門塀、植栽)	設備改修に伴う 部分補修

(2) 改修による機能・性能の向上

区有施設の改修は、目的とする工事と併せて「環境配慮」や「バリアフリー」に関する工事を行うほか、改修する設備等については高機能、高性能のものを導入することで、機能・性能を確保してきました。

○省エネルギー性能の高い施設整備

港区区有施設環境配慮ガイドラインに基づき、区が率先して区有施設の ZEB³化を推進し環境性能の向上と省エネ運用の推進を図るため、既存施設の大規模改修時は、一次エネルギー消費量⁴削減率（以下「ERR」といいます。）を可能な限り高める施設整備を行います。

なお、大規模改修を行うに当たっては、当該施設の ERR の値を確認し目標値を定めるため、工事着手の5年前に ZEB に関する基礎調査（以下「ZEB 調査」といいます。）を実施します。また、工事着手の3年前に、工期、施工範囲、工事内容及び費用を明らかにした基本計画を策定します。

以下、この考え方と上記の改修周期を合わせて「改修モデル」と言います。

³ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。

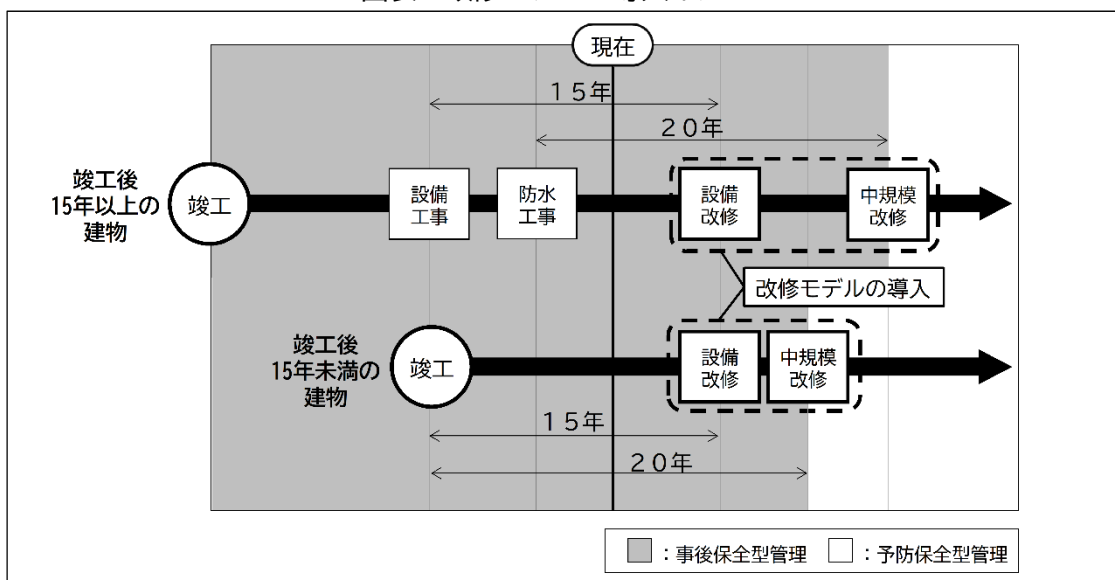
⁴ 建築物のエネルギー消費性能を評価するときの評価指標の一つです。建物の利用に伴う直接的なエネルギー消費量（エネルギー利用の効率化設備によるエネルギー消費削減量を含む）をいいます。

(3) 改修モデルの導入

○既存施設への導入方法

既存施設への改修モデルの導入は、以下のとおりとします。竣工後15年未満の区有施設については、改修モデルをそのまま採用し、竣工後15年を超える区有施設については、各部位の直近の工事实績から、工事種別ごとの実施時期を定め、改修モデルを導入します。

図表 改修モデルの導入イメージ



○改修時期と財政負担の平準化

各施設の改修時期は、改修モデルの導入により示された時期を前提としつつも、財政負担の平準化や実施可能な工事量の観点から、安全性の確保に支障の出ない範囲で変更する場合があります。変更する工事については、工事の緊急度や施設の活用状況等から判断し、変更する期間は、最小限とします。

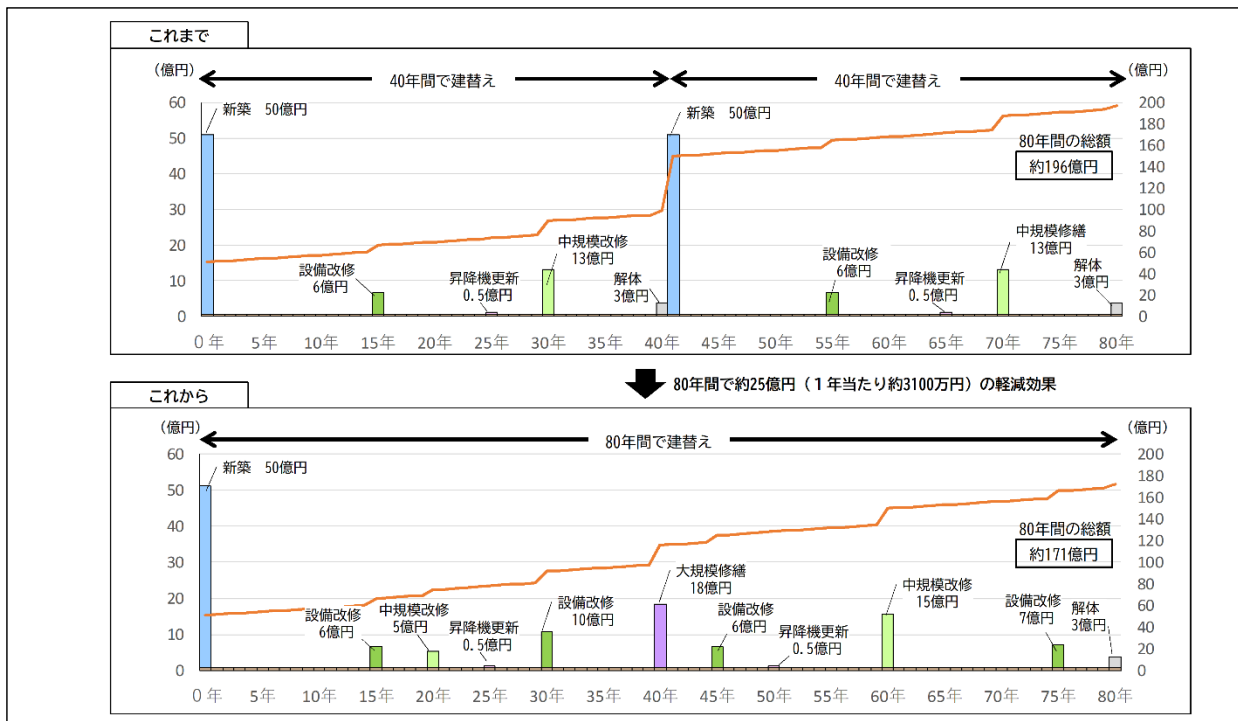
3 施設の長寿命化

(1) 長寿命化する施設

長寿命化する区有施設の寿命は、マネジメント計画に基づき竣工後 80 年以上とします。長寿命化による将来経費の軽減効果は、以下のとおりです。新規整備や改築に係る費用が改修工事に比べて大きいことから、長寿命化により、新規整備等の回数を減らすことが、将来経費の軽減に効果的と言えます。

また、旧耐震基準に基づき設計された区有施設の躯体の状況が良好であることから、全ての区有施設について積極的に長寿命化をめざすとともに、竣工後 80 年を超える区有施設についても、状態が良好なものについては継続して利用します。

図表 区有施設の長寿命化による将来経費の軽減効果（事例：高陵中学校）



図表 長寿命化の代表施設（平成 30（2018）年度時点）



高輪台小学校（昭和 10（1935）年竣工）



ゆかしの杜（昭和 13（1938）年竣工）

(2) 長寿命化の具体的方策

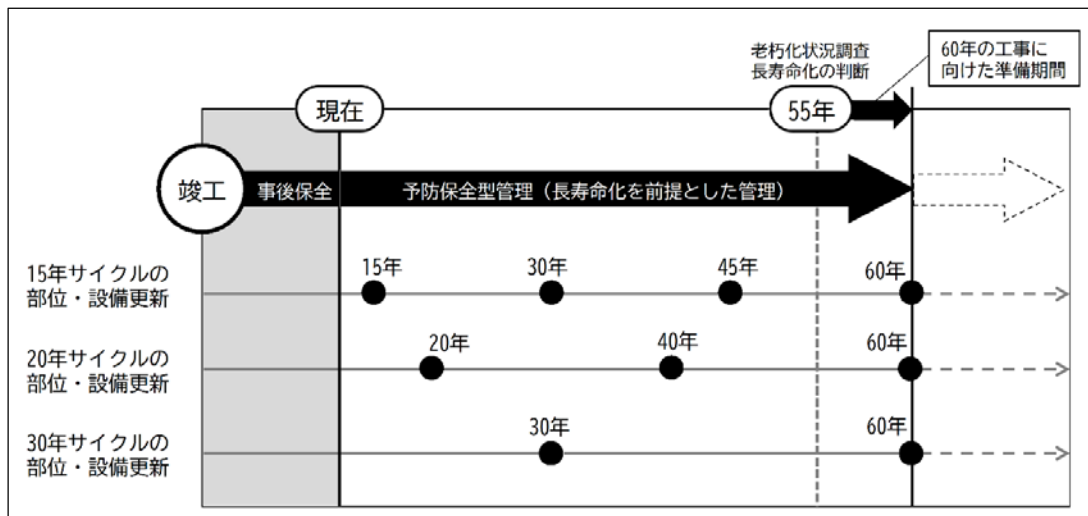
○長寿命化の判断

「安全性の確保」の観点から、竣工後55年の時点で、建物全体の老朽化状況調査を実施し、長寿命化(竣工後80年以上活用できるか)の判断をします。

老朽化状況調査実施前については、竣工後80年以上活用することを前提に区有施設を維持管理します。

ただし、行政需要の増加等(例：学校施設における児童数等の増加や教育施策)に対応するため改築が必要な場合については、柔軟に対応します。⁵

図表 長寿命化の判断 (事例：高陵中学校)



○長寿命化工事

大規模改修工事の前に躯体の老朽化状況調査を行い、長寿命化への対処法を検討したうえで、必要な工事を実施します。具体的には、コンクリートの中性化領域の回復や鉄筋の発錆抑制、ひび割れ部分の補修等が挙げられます。

そのほか、大規模改修工事をはじめとする各改修工事の際には、「機能・性能の確保」に留意し、環境配慮やバリアフリー等の工事を合わせて実施することで、利用者の快適性向上に努めます。

⁵ 区分所有の建物における長寿命化については、区が独自に判断することができないため、管理組合等との協議により、判断します。

4 予防保全型管理に関する行動計画

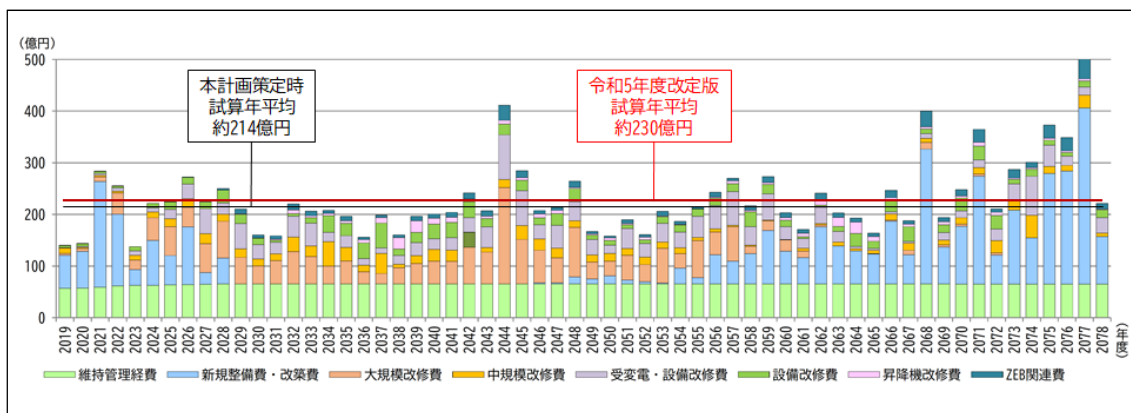
(1) 予防保全型管理導入後の将来経費

○将来経費

「改修モデルの設定」及び「長寿命化施設の選定」により、予防保全型管理による将来経費を試算しました。令和6（2024）年3月見直し時の将来経費⁶は1年当たりの平均金額は約230億円となり、本計画策定時の将来経費⁶の約214億円と比べて、1年当たり約16億円（約8%）増加しました。

一方で、令和20（2038）年度までは、試算期間に比べて新築・改築が少ないことから、将来経費が低くなっています。

図表 予防保全型管理導入後の将来経費



○財政負担の平準化

新規整備や改築に係る費用は、改修工事に比べてとても大きく、容易に平準化できるものではありません。そのため、今後の新規整備や老朽化に伴う改築については、予め基金を積み立てるなど、事前の準備が必要です。

予防保全型管理導入後の将来経費を見ると、令和10（2028）年度以降、規模の大きな新規整備等の費用が予定されていないことが分かります。新規整備等の予定がない時期に、将来の改築を見据えて基金の積立を行うことが効果的な財政負担の平準化につながると言えることから、区は、今後も将来経費の試算を継続的に見直し、戦略的に基金を積み立てるほか、老朽化状況調査結果に応じて改築の時期を調整し、財政負担の平準化を図ります。

また、短期的な視点においては、保有量の多い小学校、中学校について、夏休みに実施する工事を複数年に分けることで、財政負担を平準化します。

⁶ 試算額は、国土交通省が公表している建設工事費デフレーター（令和5（2023）年6月時点）を基に算出しています。

(2) 予防保全型管理に関する行動計画

行動計画については、工事に係る費用に付随して工事期間や工事量についても考慮して計画する必要があります。そのため、主に夏休みに集中して工事を実施する学校施設とそれ以外の施設に分けて、工事手法や必要な期間を想定しました。よって、学校施設については比較的長い工事期間となります。また、施設主管課及び施設課の1年当たりの工事量についても考慮し、実現可能性の高いものとなるように計画しました。

以上を踏まえ、今後の工事時期の目安をデータとしてとりまとめたものが図表の「行動計画」です。今後は、本行動計画を前提に施設運営や財政状況等を鑑みながら計画的に工事を実施します。

なお、本行動計画は、あくまで過去の工事实績や想定される工事手法を前提に作成した基本的なデータであることから、毎年度見直し、現状に合わせたものに更新し続けることが重要です。

(3) 点検・診断結果等に基づく工事

区は、建築基準法第12条に基づく点検や区有施設安全総点検のほか、必要に応じた点検を適宜実施しています。その際に発見した不具合や改善すべき部位等については、安全性の確保や行政サービスの継続への影響を踏まえて、引き続き適切に対応します。

以上の工事については、行動計画に示す工事と併せて実施します。工事量が大きく変化する場合は、優先度を検討し行動計画を見直します。

図表 行動計画（令和6（2024）年3月時点）

区有施設における行動計画（令和元～20年度）

本行動計画は、建物の維持管理に関する工事時期の目安を過去の工事実績等から、データとして取りまとめたものです。施設運営や財政

種別	施設名	I期							
		R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
大規模 改修 予定 施設	高輪コミュニティーぶらざ	設計		大規模					設計
	台場コミュニティーぶらざ	計画	設計		大規模				
	白金台いきいきプラザ等			計画	設計		大規模+受変電		
	赤坂コミュニティーぶらざ		計画		設計		大規模+受変電		
	シティハイツ港南等	外壁			計画		設計		大規模+受変電
	青山いきいきプラザ					計画	設計		大+受変電
	南麻布いきいきプラザ					ZEB		計画	設計
	豊岡児童館						ZEB		計画
	芝浦中央公園運動場						ZEB		計画
	障害保健福祉センター		中規模			中規模			
	旧三田図書館							ZEB	
	港資源化センター							ZEB	
	区立公衆浴場 ふれあいの湯		設計	中規模					
	芝高齢者在宅サービスセンター		設計	中規模				設計	中規模
	飯倉いきいきプラザ	設計	EV						
	芝給水所公園運動場		設計	EV	設計	中規模+設備			
	麻布地区総合支所								
	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂				設計		中規模		
	シティハイツ第2芝浦								
	子育てひろば(あい・ぼーと)		設計	設備					
	青山運動場			設計	受変電				
	芝浦清掃作業所								
	埠頭少年野球場			設計	受変電				
	飯倉保育園				設計	設備		設計	中規模
	シティハイツ神明				設計	設備			
	青南いきいきプラザ			設計	設備				設計
	特別養護老人ホーム 白金の森					設計	設備		
	芝公園多目的運動場		設計			設備		設計	中規模
	芝浦アイランドこども園				設計		設備		設計
	高輪保育園							設計	設備
	白金小学校			設計			大規模		
	麻布小学校				設計		大規模		
	箱根二コニコ高原学園					設計	大規模+受変電		設計
	芝小学校					ZEB		計画	EV
	青南幼稚園						設計		
	青山小学校	空調	設計	空調			ZEB		計画
	東町小学校	設計	LED				ZEB		計画
	六本木中学校	空調		設計	空調	中規模+設備			
	青南小学校	設計	LED						ZEB
	青山中学校	設計	LED						ZEB
本村小学校		LED					設計	受変電	
高輪台小学校		設計			空調			中規模	
港南中学校	給排水		給排水			給排水			
三光幼稚園					設計			受変電	
高松中学校	空調		給排水						
赤坂学園赤坂小学校			給排水			設計	給排水	中規模	
白金台幼稚園				設計	設備			設計	
三田中学校								設備	
南山小学校・幼稚園		LED	外壁・防水	設計	外壁				
高陵中学校					設計			設備	
港南小学校						設計		設備	
港南幼稚園						設計		設備	
芝浦小学校						設計		設備	

※学校施設については、主に夏休みに集中して工事を実施するため、比較的施工期間が長くなっています。

※行政需要の増加等（例：学校施設における児童数等の増加や教育施策）に対応するため改築が必要な場合については、柔軟に対応します。

凡例

□：学校施設（幼稚園、小学校、中学校）

□：その他施設（行政施設、児童館等）

● ZEB : ZEB調査

● 計画 : 基本計画

種別	施設名	I期							
		R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
大規模 以外改修 予定施設	芝浦港南区民センター	受変電							
	赤坂保育園	設計	設備				設計	中規模	
	生涯学習センター	設計	設備						
	北青山高齢者在宅サービスセンター	設計			中規模+受変電				
	麻布運動場		設計		中規模+受変電				
	シティハイツ桂坂	設計			中規模				
	とらトピア				設計	設備		設計	
	南青山保育園				設計	設備		設計	
	大平台みなと荘	LED			設計	中規模		設計	
	南麻布保育園	設計	空調		設計	中規模+受変電			
	赤坂図書館				設計	設備		設計	
	高齢者集合住宅 はなみずき白金				設計	中規模+受変電			
	高齢者集合住宅 ピア白金				設計	中規模+受変電			
	芝コミュニティはうす				設計	設備			
	三田いきいきプラザ				設計	中規模+受変電			
	芝保育園				設計	中規模			
	白金保育園					設計	中規模+受変電		
	赤坂いきいきプラザ	設計	空調			設計	中規模+EV		
	高輪子ども中高生プラザ						設計	設備	
	みなと保健所						設計	設備	
	みなとリサイクル清掃事務所						設計	中+受変電	
	愛宕コミュニティはうす							設計	
	高齢者集合住宅 はなみずき三田							設計	
	さんぽーと港南								
	ブラザ神明								
	東麻布二丁目複合施設用地 (旧飯倉小学校)								
	伊皿子坂保育園								
	ありすいきいきプラザ								
	芝公園保育園								
	麻布図書館								
	麻布保育園								
	シティハイツ芝浦								
	西麻布いきいきプラザ								
	きらきらプラザ新橋								
	しばうら保育園								
	南麻布五丁目施設 (みなとふれあい館、 障害者グループホーム)								
	みなと図書館								
	六本木区民協働スペース								
	シティハイツ六本木、六本木六丁目施設 (サー ビス付き高齢者住宅、障害者グループホーム)								
	赤坂九丁目施設 (子育て支援施設、 小規模多機能型住宅介護施設)								
	区民斎場 やすらぎ会館								
	障害者支援ホーム南麻布								
	青山保育園								
	郷土歴史館等複合施設								
	みなとパーク芝浦								
教育センター									
港区役所									
旧三光小学校 (御田小学校仮校舎)	設計			受変電					
高輪幼稚園					設計		中規模+受変電		
お台場学園	空調					設計	中+受変電		
御成門小学校						設計	中+受変電		
御成門中学校						設計	中+受変電		
筈小学校							設計		
白金の丘学園									
麻布小学校 (麻布幼稚園)									
伝統文化交流館	工事								
元麻布保育園	工事								
子ども家庭総合支援センター	工事								
精神障害者地域活動支援センター	工事								
札の辻スクエア	工事								
シティハイツ高浜等	設計				工事				
みなと芸術センター					工事				
神応いきいきプラザ	設計				工事				
麻布いきいきプラザ等 (仮称) 南青山二丁目公共施設		設計		設計	工事	工事			
東麻布二丁目複合施設					設計		工事		
シティハイツ車町							整備スケジュール未定		
高輪台小学校 (増築校舎)	工事								
赤坂学園赤坂中学校				工事					
中之町幼稚園				工事					
芝浜小学校	工事								
赤羽小学校				工事					
赤羽幼稚園				設計			工事		
御田小学校					設計		工事		

※学校施設については、主に夏休みに集中して工事を実施するため、比較的工事期間が長くなっています。
 ※行政需要の増加等 (例：学校施設における児童数等の増加や教育施策) に対応するため改築が必要な場合には、柔軟に対応します。

凡例

: 学校施設 (幼稚園、小学校、中学校)
 : その他施設 (行政施設、児童館等)
 : ZEB : ZEB調査
 : 計画 : 基本計画

第4章 実現に向けて

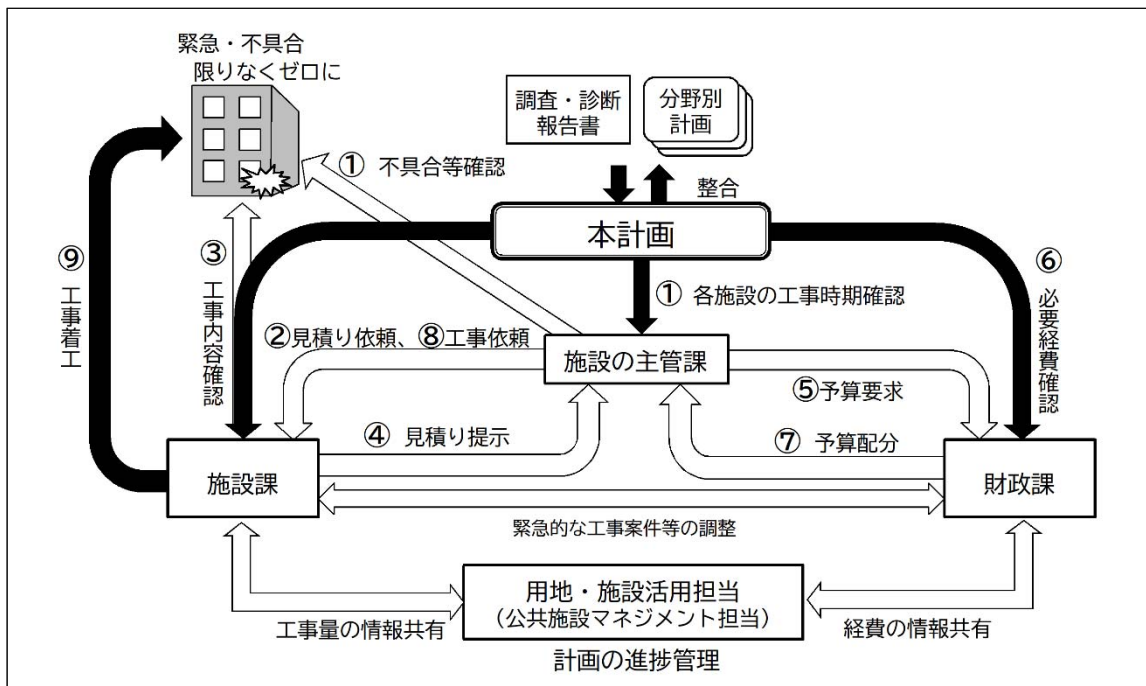
1 実行体制

本計画で示す区有施設の維持管理に関する考え方や具体的な取組内容は、全庁一丸となり共通の認識を持って、着実に実施します。また、実施については、マネジメント計画に基づき、PDCAサイクルを確立して継続性を確保します。

本計画の全体的な見直しについては、マネジメント計画に併せて行いますが、本計画で示す行動計画については、進捗状況等を確認し、毎年度見直します。

見直しに際しては、事前に建築基準法に基づく点検と併せて劣化度調査を継続して実施し、調査結果を施設カルテに蓄積するとともに、当初計画と実績の差を把握し、その原因を追究することで、実行性を向上させていきます。

図表 実行体制



図表 本計画の見直しと実行性の向上

		H30 (2018)	H31・R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
マネジメント計画		策定									改定	次期計画
本計画		策定					見直し				改定	次期計画
			行動計画 見直し	行動計画 見直し	行動計画 見直し	行動計画 見直し	行動計画 見直し	行動計画 見直し	行動計画 見直し	行動計画 見直し	行動計画 見直し	
施設カルテ		工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	工事履歴 点検結果 蓄積	
建築基準法に 基づく点検	建物	↑	○	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

2 実行性の確保に向けた取組

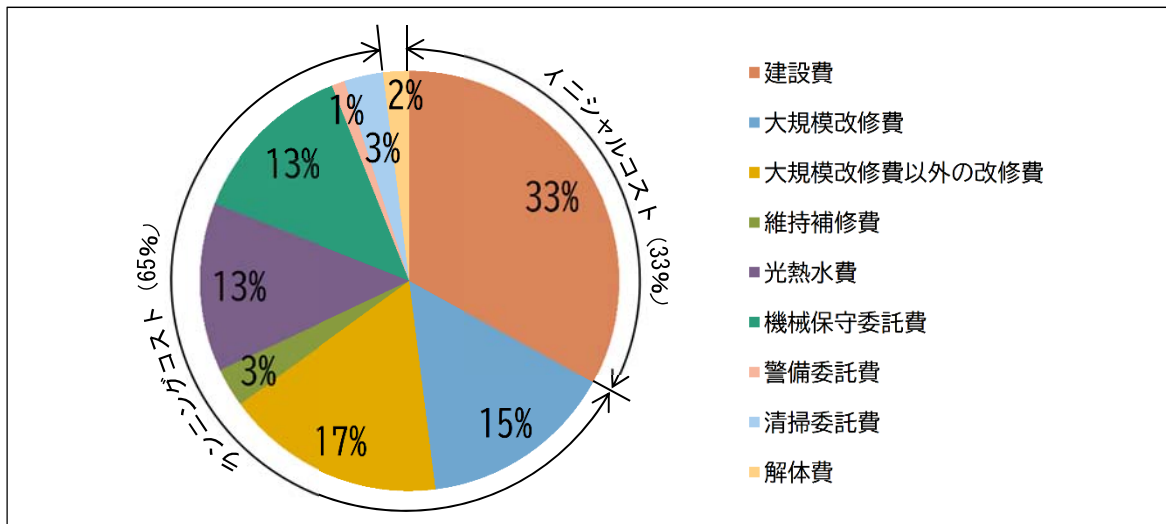
(1) 新規整備・改築の新規手法に関する検討

区有施設のライフサイクルコスト（以下、「LCC」といいます。）のうち、最も大きな割合を占めるのが、新規整備・改築に係る費用です。この費用は、金額が大きいだけでなく、まとめて支出する必要があるため、財政負担の軽減・平準化を阻害する大きな要因となります。

今後、行政需要が増加する中で、更なる財政負担の軽減・平準化をめざすためには、新規整備・改築について、効果的な取組を実施することが必要です。

このことから、区有施設の整備について、他の地方公共団体の先進事例の研究や区の行政需要の傾向等を分析し、財政負担の軽減・平準化につながる「港区ならではの新しい行政サービスの提供方法」を検討していきます。

図表 港区庁舎（議会棟を含む）のLCC構成比



出典：「港区公共施設マネジメント計画」

(2) フレキシブルな施設整備の推進

これまで区は、人口増加や行政需要の多様化、社会状況の変化（耐震基準の変更等）に対して、柔軟かつ適切に対応するため、新規施設の整備や既存施設の改築を積極的に実施してきました。しかし、今後は、長寿命化を積極的に推進していくため、将来の用途転用や社会状況の変化を見据えた施設整備が不可欠となります。

このことから、過去の耐震改修や用途転用に関する実績に基づき構造に関する標準仕様を作成します。併せて、その仕様を確認する体制を構築し、区有施設の新規整備に関する基本計画を作成する時点において、標準仕様の内容を着実に反映させることで、長寿命化を前提とした施設整備を推進します。

(3) 工事量の増減への対応に関する検討

本計画を着実に推進していくためには、施設主管課及び施設課が実施する工事量についても平準化し、行動計画に示す工事内容を着実に実施することが必要です。このことから、工事総合調整会議の実施や新たな業務委託等を早急に検討していきます。

今後10年間は工事量が増加傾向にありますが、それ以降については、減少する時期が来ることも想定されます。その際は、長期的な視点に立って、一部の工事を先行して実施することを視野に行動計画を見直します。

第5章 参考資料

1 国からの通知

(1) 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について

総財務第28号
平成30年2月27日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

} 殿

総務省自治財政局財務調査課長
(公印省略)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「策定指針」という。）については、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号自治財政局財務調査課長通知）により通知しているところですが、平成29年9月末時点で99.4%の地方公共団体が公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しています。

今後は、総合管理計画等に基づき、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取組を進めていくことが重要です。

今般、各地方公共団体において策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、策定指針について必要な見直しを行い、別添のとおり改訂いたしました。

各地方公共団体におかれては、本指針及び「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考に、総合管理計画を随時見直ししながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨通知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
 (平成 30 年 2 月 27 日改訂)
 総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等ⁱ及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みについては、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築

物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕ⁱⁱ、改修ⁱⁱⁱ及び更新^{iv}等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに示すことが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^v/PFI^{vi}の活用などの考え方について記

載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{vi}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{viii}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑦統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更

新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか(民間代替可能性)など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態(建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等)や取組状況(点検・診断、維持管理・更新等の履歴等)を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 数値目標の設定とPDCAサイクルの確立

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。

なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

さらに、計画期間内の一定の期間で定めたP D C Aサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、P D C Aサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

四 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあつては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html）に掲載しているため、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少などの公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）及び「『経営戦略』の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付け総財公第 10 号、総財営第 2 号、総財準第 4 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）により、平成 32 年度までの各公営企業における経営戦略の策定を要請しており、経営戦略の策定及び見直し（ローリング）にあたっては総合管理計画との整合性に留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂にあたっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等を取りまとめた一覧表等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載しているため参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的な Q&A も併せて掲載しているため、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフト等の活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）

m1) において、簡易に更新等費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトなど、更新等の費用の推計に係る情報を掲載しているので、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳については、公共施設等の総合管理に資する観点からも毎年度適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

-
- ⁱ 公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
- ⁱⁱ 維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ⁱⁱⁱ 改修…公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ^{iv} 更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- ^v PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- ^{vi} PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- ^{vii} 予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
- ^{viii} トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

(2) 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について

26文科施第569号
平成27年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各国立大学法人の長
各公立大学法人の長
各大学共同利用機関法人機構長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立科学博物館長 殿
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立文化財機構理事長
独立行政法人教員研修センター理事長
独立行政法人科学技術振興機構理事長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省大臣官房長
戸谷 一夫

文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（通知）

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、国及び地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象に、国及び地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理等を推進するため、平成25年11月29日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました（別添3参照）。

文部科学省では、基本計画を踏まえ、文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、このたび、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「本行動計画」という。）を別添1のとおり策定しました。

ついては、基本計画及び本行動計画を踏まえ、所有又は管理する施設について、下記の

とおり、定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築し、当該施設の維持管理、長寿命化等に適切に取り組んでいただくようお願いします。

なお、今後、各設置者における行動計画・個別施設計画の検討・策定状況等の把握を行う予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

このことについて、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して周知いただくようお願いします。

記

1. 本行動計画の対象範囲について（本行動計画 p 2 参照）

本行動計画においては、基本計画を踏まえ、国民の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化による維持管理等に係る中長期的な公財政支出の低減を図る観点から、維持管理等に係る公財政支出があり、多数の国民を受け入れることを目的とした以下の施設を対象としています。

< 学校施設 >

- ・ 公立学校施設及び国立大学法人等施設

< 社会教育施設 >

- ・ 地方公共団体が設置する公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等）等全般

< 独立行政法人 >

- ・ 多数の国民を受け入れるための施設を所有し、法人の主たる業務を実施するために当該施設を運営している独立行政法人（以下「施設運営型法人」という。施設運営型法人の内訳は、本行動計画図表 1 参照。）

< 文部科学省庁舎等 >

- ・ 庁舎等

2. メンテナンスサイクルの構築について

(1) メンテナンスサイクルの構築（本行動計画 p 4 等参照）

各設置者においては、対象施設について、定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築し、適切な維持管理や長寿命化の取組を推進するようお願いします。

その際、現下の厳しい財政状況の中でもメンテナンスサイクルを着実に運用していくため、これまでの改築中心から長寿命化への転換により中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減に努めつつ、予算の平準化を図るようお願いします。

(2) 点検・診断の着実な実施（本行動計画 p 7、8、15、16、18 等参照）

建築物の維持管理（点検を含む）については、建築基準法第 8 条において、全ての建築物の所有者等による建築物の維持管理の努力義務が規定されているとともに、同法第 12 条及び関連政省令・告示等において、定期点検等が義務付けられる建築物の用途や規模等

が規定されています。(同条及び関連政省令・告示等により規定される損傷、腐食その他の劣化の状況の点検について、以下「12条点検」という。)

12条点検の実施が義務付けられている施設について、本行動計画図表5のとおり、必ずしも全ての施設において12条点検が実施されていないことから、当該施設の設置者においては、12条点検を着実に実施するようお願いいたします。

また、12条点検の実施が義務付けられる建築物は、当該建築物の所在区域を所管する特定行政庁が指定したもの等に限られることから、本行動計画図表6のとおり、長寿命化推進の上での前提となる点検・診断の義務付けの状況に地域差が生じています。

については、建築基準法上は12条点検が義務付けられていない施設についても、当該施設の設置者においては、12条点検の点検内容も踏まえ、建築基準法第8条に基づく管理施設の維持管理を着実に実施するようお願いいたします。

(3) 行動計画・個別施設計画の策定

(ア) 公立文教施設(公立学校施設及び公立社会教育施設)(本行動計画p10、19、20等参照)

各地方公共団体においては、当該地方公共団体の行動計画として平成28年度までに策定することとされている「公共施設等総合管理計画」^{※1}も踏まえ、公立学校施設、公立社会教育施設等の適切な施設区分毎に、平成32年度までに個別施設計画^{※2}を策定するようお願いいたします。

その際、公立文教施設には、点検・診断結果に基づく対策だけでなく、多様化する教育内容・方法等への対応等も求められることから、個別施設計画の立案に当たっては、これらの整備需要も盛り込み、優先順位を設定し、域内の施設全体の長寿命化が効果的・効率的に実施できる計画とするようお願いいたします。

(イ) 国立大学法人等、施設運営型法人(本行動計画p15、23、26、27等参照)

本行動計画の対象となる法人は、基本計画に基づき、平成28年度までのできるだけ早い時期に行動計画^{※2}を策定するとともに、同計画や点検・診断結果に基づき、平成32年度までに個別施設計画^{※2}を策定するようお願いいたします。

なお、法人における既存の修繕計画等が、行動計画・個別施設計画と同種・類似の計画の場合は、当分の間、当該修繕計画等により代替することが基本計画上認められていますが、その場合でも、適切な機会を捉え、基本計画の趣旨を踏まえて必要な見直しを行うようお願いいたします。

※1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26年4月に総務省が各地方公共団体に対して策定を要請したもの。(http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html 参照。)

※2 行動計画、個別施設計画に盛り込むべき事項等については、別添3の基本計画の「IV. インフラ長寿命化計画等の策定」(p5~8)を参照してください

(4) 対策の着実な実施(本行動計画p20、23、26、27等参照)

個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に対策に取り組むようお願いいたします。

3. 文部科学省における支援策について

地方公共団体におけるメンテナンスサイクル構築の取組を促進するよう、文部科学省としても別添2の支援策を講ずることとしているので、積極的に活用してください。

(添付資料)

- 別添1 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 別添2 地方公共団体に対する文部科学省における支援策（平成27年度）
- 別添3 インフラ長寿命化基本計画

※本件資料については、以下文部科学省ホームページでも閲覧できます。

URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/index.htm

【本件問合せ先】
大臣官房文教施設企画部施設企画課
電話：03-5253-4111（内線 3700）

港区区有施設保全計画【令和5年度改定版】

令和6（2024）年3月発行

編集：港区企画経営部用地・施設活用担当

港区芝公園一丁目5番25号

電話03-3578-2111（代表）

<https://www.city.minato.tokyo.jp>